

# —事業者向けテナント総合保険— お店のあんしん保険

## 整体院・鍼灸整骨院・美容鍼灸サロンでの 施術事故補償もプラス出来るあんしん保険！

このプランは借用施設内に収容の所有・使用・管理する設備什器等の補償に加えてお客さま(患者さま)を施術中にケガをさせてしまった場合も対象となります。

### 【STEP1】

#### 設備・什器の補償

・①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④騒じょう・集団行為等の暴力行為や破壊行為 ⑤盗難 ⑥給排水設備の事故による水漏れ ⑦建物外部からの物体の飛来・落下・衝突または倒壊 ⑧風・ひょう・雪災 ⑨水災 ⑩①～⑨までの事故以外の不測かつ突発的な事故等の事故。

#### 借家人賠償責任補償 (大家さんへの補償)

・テナントを借りている方が火災・破裂・爆発の事故、借用施設内で生じた漏水、放水による水漏れにより、建物所有者に対して法律上の賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。

#### 施設賠償責任補償 お客さま(患者さま)への補償

・施設の使用または管理に起因する偶然な事故、その施設の用法に伴う業務遂行に起因する偶然な事故によって、他人の身体の障害または財物の損壊については法律上の損害賠償責任を負担したときに、保険金をお支払いします。

※施術中の事故においては、補償されません。



### 休業時の補償<オプション>

休業損害補償 保険金3万円／休業1日

基本補償①から⑨の事故による、保険の対象の設備什器が損害を受けた結果、営業が休止されたために生じた損失に対して、休業損害保険金をお支払いできる特約です。



## 【STEP2】

### 業務リスクの補償

\* 対象業種

整体院・鍼灸整骨院・美容鍼サロン・カイロプラクティック 等



#### <施術行為起因損害賠償責任の補償>

- ・電気治療器で出力設定を誤って設定したため、やけどを負わせてしまった。
- ・整体の施術中に身体をひねったところ、捻挫をさせてしまった。
- ・ダイエット目的で美容鍼の施術をしたが、鍼で身体にキズをつけてしまった。
- ・小顔矯正で頬骨に圧をかけ過ぎたため、顔が腫れあがった。

#### <受託者賠償責任の補償>

- ・預かっていたバックを汚してしまった。



#### <人格権侵害賠償責任の補償>

- ・会話の中でお客さまを「傷つける発言」をしてしまった。
- ・お客様の自由・プライバシー・名誉を侵害してしまった。

※上記はあくまでも参考例です。実際の保険金の支払いは保険会社の査定に基づき行われます。  
※保険金のお支払には免責事項や免責金額が有りますので必ず重要事項説明書等でご確認ください。

◎商品の詳細等は募集代理店までお問い合わせください。

#### 【募集代理店】

オフィスA・F・C合同会社

〒252-0231

神奈川県相模原市中央区相模原4-9-8-402

TEL 042-712-2587 FAX 042-712-2589

E-mail: biyouhoken@view.ocn.ne.jp

#### 【引受保険会社】

USEN少額短期保険 株式会社

〒141-0021

東京都品川区上大崎3-1-1 目黒セントラルスクエア

◎ご契約者さまのお問い合わせ

**カスタマーセンター**

TEL 0120-009-680 受付時間9：30～18：00

\* 土日祝日、年末・年始は休業

◎万一事故が起こった場合は

**事故受付センター**

TEL 0120-407-678 受付時間 24時間365日